

# 土浦市監査委員規程第1号

## 土浦市住民監査請求に基づく監査における手続等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による必要な措置の請求（以下「請求」という。）があった場合に行う同条第5項の規定による監査委員の監査（以下「監査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(請求の方法)

第2条 請求は、法第242条第1項の規定による請求人（以下「請求人」という。）が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第13条に規定する様式（以下「請求書」という。）に法第242条第1項の書面を添えて、監査委員に提出して行うものとする。

(代理人による請求)

第3条 請求人は、監査委員への請求書の提出その他請求に係る手続の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任することができる。

2 請求人は、代理人を選任したときは、委任状を監査委員に提出しなければならない。

3 代理人は、請求書にその氏名を自署し、及びその住所を記載しなければならない。

4 代理人を選任した請求人は、当該代理人がその資格を失ったときは、書面によりその旨を監査委員に届け出なければならない。

5 前項の場合において、請求人が新たに代理人を選任したときは、第2項から前項までの規定を適用する。

(法人等による請求)

第4条 請求人が法人その他の社団又は財団（以下この条及び第15条第6項において「法人等」という。）である場合における当該法人等の代表者又は管理人は、その資格を証明した書面を監査委員に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該法人等の代表者又は管理人は、請求書にその氏名を自署しなければならない。

3 第1項の場合において、当該法人等の代表者又は管理人は、その資格を失ったときは、書面によりその旨を監査委員に届け出なければならない。

4 前項の場合において、当該法人等の代表者又は管理人が新たに就任したときは、第1項から前項までの規定を適用する。

(請求人代表者の選任等)

第5条 監査委員は、複数の請求人が共同して請求をした場合において、当該複数の請求人を代表する者(以下この条において「請求人代表者」という。)が選任されていないときは、当該複数の請求人に対して、請求人代表者を選任するよう求めることができる。

2 前項の場合において、請求人代表者が選任されたときは、その後の監査委員が請求人に対して発出する通知は、当該請求人代表者を通じて行うものとする。

(請求書等の收受)

第6条 第2条の規定により監査委員に提出する請求書その他請求に係る手続に必要な書類の收受は、土浦市監査委員事務局(以下「事務局」という。)において行うものとする。

2 事務局は、請求人から請求書を收受したときは、請求書の法定の要件(以下この項及び第10条において「要件」という。)の確認をした上で、当該請求書に受付印を押印し、その写しを1部当該請求人に交付するものとする。ただし、当該確認の結果、請求書の要件に形式的な不備があることを発見した場合は、当該請求人に対して、請求書の補正を求め、当該請求人が承諾したときは、当該補正後の請求書に受付印を押印し、その写しを1部当該請求人に交付するものとする。

3 法第242条第6項に規定する期間の計算は、前項の規定により事務局が請求書に受付印を押印した日(第14条第1項及び第15条第4項において「請求書受付日」という。)の翌日から起算する。

(証拠の提出等に関する意向の確認)

第7条 事務局は、請求書を收受したときは、請求人に対して、次に掲げる事項について、意向を口頭で確認するものとする。

(1) 法第242条第7項の規定による証拠の提出(以下「証拠の提出」という。)の希望の有無

(2) 法第242条第7項の規定による陳述(以下「請求人の陳述」という。)の希望の有無並びに請求人の陳述を希望する場合における同条第8項の規定により行う請求人の陳述の聴取(以下「請求人の陳述の聴取」という。)への関係のある市長その他の執行機関又は職員(以下「関係職員等」という。)の立会い及び傍聴の可否

(3) 監査委員が法第199条第8項の規定により関係人の陳述(第17条第1項において「関係人の陳述」という。)を求める場合における同項の規定により行う関係人の陳述の聴取(以下「関係人の陳述の聴取」という。)への立会いの希望の有無

(議会及び市長への通知)

第8条 法第242条第3項の規定による議会及び市長への通知は、第6条第2項の規定により請求人から收受した請求書に受付印を押印したことをもって行う。

2 前項の通知には、請求人の氏名及び住所を表示しない。

(請求の取下げ)

第9条 請求人は、監査が終了するまでは、いつでも請求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 請求人は、請求の全部又は一部を取り下げようとするときは、書面により監査委員に届け出なければならない。

3 監査委員は、前項の規定により請求人が請求の全部又は一部を取り下げたときは、議会及び市長に対して、その旨を書面により通知するものとする。

4 前条第2項の規定は、前項の規定による通知について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の」とあるのは、「次条第3項の規定による」と読み替えるものとする。

5 第1項の規定により請求人が取り下げた請求は、その限りにおいて当初から存在しなかったものとみなす。

(要件審査)

第10条 監査委員は、第8条第1項の通知をした請求について、合議により、要件の審査(以下この条において「要件審査」という。)を行うものとする。

2 事務局は、要件審査を補助するため、あらかじめ次に掲げる事項について確認をし、その結果を要件審査の実施の際に、監査委員に報告するものとする。この場合において、第1号に掲げる事項の確認は、住民票、登記事項証明書等により行うものとする。

(1) 請求人が本市の住民であること。

(2) 請求の内容における事実関係

3 事務局は、前項各号に掲げる事項について同項の確認ができないときは、請求人に対して、当該確認ができる書類の提出を求めることができる。

- 4 事務局は、第2項の確認に必要な限度において、関係職員等に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 5 監査委員は、要件審査の結果、請求が要件を全て具備していると認めるときは、適法な請求として当該請求を受理する。
- 6 監査委員は、要件審査の結果、請求が要件を具備していないと認めるときは、不適法な請求として決定で当該請求を却下する。ただし、補正により要件を全て具備できると判断したときは、請求人に対して、相当の期間を定めて、補正を求め、当該請求人が当該補正に応じ、当該期間内に当該請求が要件を全て具備するに至ったときは、適法な請求として当該請求を受理する。
- 7 前項ただし書の場合において、請求人が補正に要した期間は、法第242条第6項に規定する期間に含めるものとする。
- 8 監査委員は、要件審査の結果、各監査委員の意見が一致しないときは、請求を受理する。
- 9 監査委員は、第5項若しくは第6項ただし書の規定により適法な請求として請求を受理したとき又は前項の規定により請求を受理したときは、請求人及び関係職員等にその旨及び監査の執行の開始を書面により通知するものとする。
- 10 監査委員は、第6項本文の規定により決定で不適法な請求として請求を却下したときは、理由を付してその旨を請求人及び関係職員等に書面により通知するものとする。

(暫定的停止勧告)

第11条 法第242条第4項の規定による勧告（以下この条において「暫定的停止勧告」という。）の適否の審査は、請求を前条第5項若しくは第6項ただし書の規定により適法な請求として受理後又は同条第8項の規定により受理後速やかに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、監査委員は、必要と認めるときは、その都度暫定的停止勧告の適否の審査を行うことができる。

3 市長その他の執行機関又は職員に対する暫定的停止勧告及び暫定的停止勧告を行う場合における法第242条第4項の規定による請求人への当該勧告の内容の通知は、書面により行うものとする。

(監査の執行)

第12条 監査は、関係書類の確認、閲覧及び照合、関係職員等からの事情聴取等の方法により執行するものとする。

2 監査委員は、法第199条第8項の規定により関係人について調査し、又は学識経験を有する者等から意見を聴くときは、当該関係人又は学識経験を有する者等に書面により依頼するものとする。

(証拠の提出及び陳述の機会の付与)

第13条 監査委員は、第10条第5項若しくは第6項ただし書の規定により適法な請求として受理した請求又は同条第8項の規定により受理した請求について、監査の執行を開始するに当たり、請求人に対して、同条第9項の規定による通知と併せて、法第242条第7項の規定による証拠の提出及び陳述の機会の付与を書面により通知するとともに、第7条各号に掲げる事項について、その意向を書面により確認するものとする。

2 監査委員は、前項の証拠の提出及び陳述の機会の付与をするに当たり、請求人の陳述の聴取及び関係人の陳述の聴取を行う日時及び場所を定め、当該付与に係る書面において、併せて通知するものとする。

(証拠の提出)

第14条 前条第1項の規定による意向の確認(以下「意向確認」という。)において、請求人が証拠の提出を希望する意向を示した場合における証拠の提出の期限は、併せて、当該意向確認において、請求人の陳述を希望する意向を示した場合にあっては当該請求人の陳述をする日、請求人の陳述を希望しない意向を示した場合にあっては請求書受付日の翌日から起算して3週間を経過する日とする。ただし、監査委員がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

2 証拠の提出において対象とする証拠は、請求の要旨に係る事実を証する書面に限るものとする。

(請求人の陳述の聴取)

第15条 請求人の陳述の聴取は、意向確認において、請求人の陳述を希望しない意向を示した請求人に対しては、行わないものとする。

2 請求人の陳述は、請求の要旨を補足し、又は前条第1項の規定により証拠の提出をした証拠に関する内容に限るものとする。

3 請求人は、請求人の陳述を行うに当たり、陳述の内容を記載した書面(以下この条において「陳述書」という。)を、当該請求人の陳述を行う日までに監査委員に提出することができる。

4 請求人は、意向確認において、請求人の陳述を希望しない意向を示した場合であっても、請求書受付日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、陳述書を監査委員に提出することができる。この場合において、監

査委員は、当該陳述書を証拠として取り扱うものとする。

- 5 請求人の陳述の聴取は、監査委員（法第199条の2の規定により監査することができない監査委員がいる場合にあっては、当該監査委員を除く。）の半数以上が出席しなければ、行うことができない。
  - 6 監査委員は、複数の請求人が共同して請求をした場合、又は請求人が法人等である場合において、必要と認めたときは、請求人の陳述を行う請求人の人数を制限することができる。
  - 7 請求人の陳述の時間は、1人につき15分を限度し、請求人の陳述を行う請求人が複数人いる場合にあっては、その合計は1時間を限度とする。
  - 8 監査委員は、請求人が、当該請求人に対して監査委員が定めた請求人の陳述の聴取の開始時刻から10分を経過しても当該請求人の陳述の聴取を行う場所（第22条第1項及び第3項において「陳述会場」という。）に現れないときは、当該請求人は請求人の陳述の機会を放棄したものとみなすものとする。ただし、監査委員がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。
  - 9 監査委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、請求人の陳述の聴取を打ち切ることができる。
    - (1) 請求人の陳述の内容が第2項に規定する範囲を逸脱していると認めるとき。
    - (2) 請求人の陳述を行う請求人が複数人いる場合にあっては、当該請求人の陳述の内容が重複していると認めるとき。
    - (3) 請求人が第7項に規定する請求人の陳述の時間を超えても、請求人の陳述を終了しないとき。
  - 10 監査委員は、前項第3号の規定により請求人の陳述の聴取を打ち切った場合において、必要があると認めるときは、請求人に対して、別に定める日までに陳述書の提出を求めることができる。
  - 11 監査委員は、請求人の陳述の聴取の記録の正確を期するため、事務局に当該請求人の陳述の聴取を録音させることができる。
  - 12 事務局は、請求人の陳述の聴取の経過について、調書を作成し、その要点を記録するものとする。この場合において、前項の規定により請求人の陳述の聴取を録音したときは、必要に応じて、当該請求人の陳述の聴取を録音したデータを利用することができる。

（請求人の陳述の聴取における関係職員等の立会い）
- 第16条 監査委員は、請求人の陳述の聴取を行うときは、法第242条第

8 項の規定により関係職員等を立ち合わせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、関係職員等の立会いを制限し、又は関係職員等を立ち合わせないものとする。

- (1) 請求人が意向確認において、関係職員等の立会いを望まない意向を示した場合において、相当の理由があると認めたとき。
- (2) 関係職員等を立ち合わせることで、個人のプライバシー又は企業秘密を侵害するおそれがあると認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係職員等を立ち合わせることで、請求人の陳述の聴取の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認めたとき。

2 関係職員等は、前項の規定による立会いを権利として求めることはできない。

(関係職員等の陳述の聴取)

第17条 監査委員が関係人の陳述のうち関係職員等の陳述を求めた場合において、陳述をすることができる関係職員等の人数は、5人を限度とする。ただし、監査委員がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

2 第15条第3項、第5項、第11項及び第12項の規定は、関係人の陳述の聴取のうち法第242条第8項に規定する関係職員等の陳述の聴取（以下「関係職員等の陳述の聴取」という。）について準用する。この場合において、第15条第3項中「請求人は、請求人の陳述」とあるのは「関係職員等は、第17条第1項に規定する関係職員等の陳述」と、「陳述の内容を記載した書面（以下この条において「陳述書」という。）」とあるのは「請求に対する弁明を記載した書面及びその事実を証する書面」と、「当該請求人の陳述」とあるのは「当該関係職員等の陳述」と、第15条第5項中「請求人の陳述の聴取」とあるのは「第17条第2項に規定する関係職員等の陳述の聴取」と、第15条第11項中「、請求人の陳述の聴取」とあるのは「、第17条第2項に規定する関係職員等の陳述の聴取」と、「当該請求人の陳述の聴取」とあるのは「当該関係職員等の陳述の聴取」と、第15条第12項中「、請求人の陳述の聴取」とあるのは「、第17条第2項に規定する関係職員等の陳述の聴取」と、「前項の規定により請求人の陳述の聴取」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用する第15条第11項の規定により関係職員等の陳述の聴取」と、「当該請求人の陳述の聴取」とあるのは「当該関係職員等の陳述の聴取」とそれぞれ読み替える

ものとする。

(関係職員等の陳述の聴取における請求人の立会い)

第18条 監査委員は、関係職員等の陳述の聴取を行うときは、法第242条第8項の規定により請求人（意向確認において、関係人の陳述の聴取への立会いを希望しない意向を示した請求人を除く。以下この条（第1項第1号及び第3号を除く。）、第20条（第1項第1号、第2号及び第4号を除く。）及び第21条第3項第2号において同じ。）を立ち合わせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、請求人の立会いを制限し、又は請求人を立ち合わせないことができる。

- (1) 関係職員等が請求人の立会いを望まない意向を示した場合において、相当の理由があると認めたとき。
- (2) 関係職員等が行う陳述の内容に、土浦市情報公開条例（平成20年土浦市条例第28号）第6条第1項各号に掲げる情報又は同条第2項の情報（第20条第1項第3号において「公開しないことができる情報等」という。）が含まれるおそれがあると認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、請求人を立ち合わせることで、関係職員等の陳述の聴取の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認めたとき。

2 第16条第2項の規定は、関係職員等の陳述の聴取における請求人の立会いについて準用する。この場合において、同項中「関係職員等」とあるのは「第18条第1項に規定する請求人」と、「前項」とあるのは「同項」とそれぞれ読み替えるものとする。

(関係人の陳述の聴取)

第19条 第15条第5項、第11項及び第12項の規定は、関係人の陳述の聴取（関係職員等の陳述の聴取を除く。次条において同じ。）について準用する。この場合において、同条第5項中「請求人の陳述の聴取」とあるのは「第19条に規定する関係人の陳述の聴取」と、第15条第11項中「、請求人の陳述の聴取」とあるのは「、第19条に規定する関係人の陳述の聴取」と、「当該請求人の陳述の聴取」とあるのは「当該関係人の陳述の聴取」と、第15条第12項中「、請求人の陳述の聴取」とあるのは「、第19条に規定する関係人の陳述の聴取」と、「前項の規定により請求人の陳述の聴取」とあるのは「同条の規定により読み替えて適用する第15条第11項の規定により関係人の陳述の聴取」と、「当該請求人の陳述の聴取」とあるのは「当該関係人の陳述の聴取」とそれぞれ読み替えるものとする。

(関係人の陳述の聴取における請求人及び関係職員等の立会い)

第20条 監査委員は、関係人の陳述の聴取を行うときは、請求人及び関係職員等を立ち合わせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、請求人及び関係職員等の立会いを制限し、又は請求人及び関係職員等を立ち合わせないことができる。

- (1) 関係人が請求人又は関係職員等の立会いを望まない意向を示した場合において、相当の理由があると認めるとき。
- (2) 請求人又は関係職員等を立ち合わせることで、個人のプライバシー又は企業秘密を侵害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 関係人が行う陳述の内容に、公開しないことができる情報等が含まれるおそれがあると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、請求人又は関係職員等を立ち合わせることで、関係人の陳述の聴取の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるとき。

2 第16条第2項の規定は、関係人の陳述の聴取における請求人及び関係職員等の立会いについて準用する。この場合において、同項中「関係職員等」とあるのは「第20条第1項に規定する請求人及び関係職員等」と、「前項」とあるのは「同項」とそれぞれ読み替えるものとする。

(陳述の聴取の傍聴)

第21条 監査委員は、請求人の陳述の聴取及び関係人の陳述の聴取（以下単に「陳述の聴取」という。）を行うときは、傍聴を認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、監査委員は、請求人の陳述の聴取を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、傍聴を認めないものとする。

- (1) 請求人が意向確認において、請求人の陳述の聴取の傍聴を望まない意向を示したとき。
- (2) 第16条第1項ただし書の規定により関係職員等の立会いを制限し、又は立ち合わせないとき。

3 第1項の規定にかかわらず、監査委員は、関係人の陳述の聴取を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、傍聴を認めないものとする。

- (1) 第18条第1項ただし書の規定により請求人の立会いを制限し、又は立ち合わせないとき。
- (2) 前条第1項ただし書の規定により請求人及び関係職員等の立会いを制

限り、又は立ち合わせないとき。

- 4 前3項に定めるもののほか、陳述の聴取の傍聴について必要な事項は、土浦市審議会等の会議の公開に関する要項（平成20年土浦市告示第58号）の例による。

（禁止事項等）

第22条 次に掲げる者は、陳述会場に入場することはできない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、陳述の聴取を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

- 2 請求人、関係人及び陳述の聴取を傍聴する者（次項及び次条において「請求人等」という。）は、陳述の聴取の際（請求人及び関係職員等にあつては、請求人の陳述の聴取又は関係人の陳述の聴取に立ち会う際も含む。）、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 陳述の聴取における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 所持している電子機器類の音を発しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、監査委員の指示に従うこと。

- 3 監査委員は、請求人等が前項各号に掲げる事項を守らないときは、当該請求人等を陳述会場から退場させ、又は陳述の聴取を打ち切ることができる。

- 4 第15条第10項の規定は、前項の規定により請求人の陳述の聴取を打ち切る場合について準用する。この場合において、同条第10項中「前項第3号」とあるのは、「第22条第3項」と読み替えるものとする。

（撮影及び録音の禁止）

第23条 請求人等は、陳述の聴取を撮影し、又は録音することはできない。

（監査結果の決定等）

第24条 監査委員は、監査を執行した結果、請求に理由がないと認めるときは、決定で当該請求を棄却する。

2 監査委員は、監査を執行した結果、請求に理由があると認めるときは、決定で当該請求を認容するとともに、法第242条第5項の規定による勧告（以下この項及び第4項において「勧告」という。）の要否及び勧告を要する場合において、議会、市長その他の執行機関又は職員が講ずべき必要な措置及び当該措置を講ずる期間について判断する。

3 監査委員は、必要と認めるときは、前2項の決定に意見を付すことができる。この場合において、当該意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

4 監査委員は、法第242条第5項の規定により請求人に書面により通知する事項（勧告に係るものを除く。）については、議会、市長その他の執行機関又は職員にも書面により通知するものとする。

（合議不調の場合の取扱い）

第25条 監査委員は、法第242条第11項の規定により決定について監査委員の合議によるものとされる事項について、各監査委員の意見が一致しないことにより決定ができないときは、その旨及び各監査委員の意見を書面により請求人に通知するとともに、これらを公表するものとする。

（監査委員に対する書面の提出の方法）

第26条 請求及び監査において監査委員に対して行う書面の提出の方法は、持参又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（次条において「郵便等」という。）によるものとする。

（請求人に対する書面による通知の方法）

第27条 監査において監査委員が行う請求人に対する書面による通知の方法は、郵便等によるものとする。

（補則）

第28条 この規程に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。